

小鹿野町地籍調査成果管理システム導入事業仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、小鹿野町（以下、「発注者」という。）が実施する「小鹿野町地籍調査成果管理システム導入事業」に適用する。

(目的)

第2条 平成6年度より開始した地籍調査事業の調査成果の管理および窓口閲覧対応、修正業務等を行うためのシステム（以下、「本システム」という。）を導入し、その後の円滑な運用保守体制を確保することにより、事業推進の円滑化、効率化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(関係法令)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、以下の関連法令、諸規則等に基づき実施する。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (4) 同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通達）
- (5) 地籍調査成果の数値情報化実施要領（平成14年国土国第5局長通達）
- (6) 数値地籍情報の記録形式等について（平成24年国土籍第553号最終改正）
- (7) 不動産登記法（平成16年法律第123号）
- (8) 不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（平成17年法務省令第31号）
- (9) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
- (10) 測量法施行令（昭和24年8月31日政令第322号）
- (11) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (12) 小鹿野町個人情報保護施行条例
- (13) その他関係法令・規則等

(疑義)

第4条 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合には、発注者と受託者（以下、「受注者」という。）双方で協議を実施し、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならないものとする。

(情報セキュリティ及び資格要件)

第5条 受注者は、本業務の遂行上知りえた内容について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務は発注者が保有するデータを多数取り扱うことから、一定水準以上

の対策を講じるため、受注者は以下の承認（認定）を受け、なおかつ、情報処理安全確保支援士の有資格者を保有していること。

- (1) ISO27001 又は JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (2) JISQ15001（プライバシーマーク）

（品質管理）

第6条 受注者は、本業務の品質を確保するため、以下の承認（認定）を受けていること。

- (1) ISO9001（品質マネジメントシステム）

（貸与資料）

第7条 契約締結後、発注者は、本業務に必要な以下の資料及びデータを受注者に貸与する。

- (1) 地籍図データ（地籍フォーマット 2000 形式）※登記完了地区として、2 地区分を対象とする。
- (2) 航空写真（画像データ）※ワールドファイル付き（平成 28 年度、令和 2 年度、令和 5 年度に撮影したもの）
- (3) CS 立体図（画像データ）※ワールドファイル付き
- (4) 数値標高データ（1m と 5m メッシュの 2 種類）
- (5) その他本業務に必要な資料

（諸事故の処理）

第8条 本業務の実施期間中に生じた受注者の過失による事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決するものとし、発注者に発生原因・経過・内容を速やかに報告する。

（成果品の帰属）

第9条 本業務における成果品については、発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用等をしてはならない。ただし、本システムの著作権は受注者および製造業者に帰属する。

（成果品の検査・納品）

第10条 受注者は、本業務の成果品をシステム導入期間内に、第11条に定める納入場所までに納品するものとし、発注者の検査を受けるものとする。検査の結果、仕様書に適合しないと認められる場合は、受注者の負担において交換、修補等を行い、再度検査に付すものとする。ただし、相当の期間内に検査に合格しないときは、発注者は受注者との契約を解除することができるものとする。

(契約期間及び利用・保守期間等)

項目	期間
システム導入	契約締結の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで
システム利用期間	令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで (60 ヶ月)
保守業務期間	※システム利用期間に準ずる

(導入・納入場所)

第 11 条 本システムの納入場所は以下のとおりとし、発注者が指定するハードウェアに導入する。

(1) 納入場所

小鹿野町役場 建設課

(支払方法)

第 12 条 本システムの導入後、発注者は導入作業の完了を確認するための検査を実施するものとする。

(1) 導入費

当該検査に合格したときは、令和 8 年度中に受注者は発注者に導入作業の委託金額の支払いを請求することができる。

(2) 保守運用費

月末締め翌月末払い

(契約方法)

第 13 条 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とし、契約締結年度の翌年度以降において、歳出歳入予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第 2 章 業務概要

(業務概要)

第 14 条 本業務の概要は以下のとおりとする。

(1) ソフトウェアの構築

第 3 章の仕様詳細に基づくシステムの提供。

(2) 初期データの搭載

第 7 条に記載の貸与資料等を利用できる形式に変換し、本システムの初期データとして搭載。

(3) 操作説明

システム導入時に発注者が指定する 2 名程度の人員に対し、十分な操作説明がで

きる日程を定めて実施。

(4) 運用・保守

導入後の稼働安定化および障害対応等の実施。（詳細は第5章に記載）

第3章 ソフトウェア仕様

(基本機能一覧)

機能区分	詳細仕様
地図操作機能	・マウスのドラッグ操作による地図描画位置の移動 ・マウスホイール操作による地図の拡大・縮小 ・指定範囲が画面内に収まる範囲拡大 ・座標又は緯度経度を直接指定した中心位置移動 ・表示されている地物が画面内に収まる全体表示
表示機能	・複数の地図（レイヤ）の重ね合わせ表示、並び順（描画順序）の自由変更 ・レイヤの表示・非表示の切り替え、およびグループ単位での一括切り替え ・画面分割による2画面表示 ・画面上に表示する属性項目の選択 ・地目別や所有者別などの特定属性値に応じた線種・着色の変更 ・筆図形（ポリゴン）の塗りつぶし、ハッチ、透過設定の選択 ・筆界点（ポイント）の属性値に応じたシンボルの変更 ・表示設定（並び順・着色等）の保存および切り替え ・地理院地図などのタイル地図表示
検索機能	・所在（大字・小字）指定による字単位の詳細検索 ・所在地番指定による該当筆の直接検索 ・所有者指定による所有筆の検索 ・地目や地積を指定した該当筆の検索 ・筆界未定や現地確認不能などの特殊条件検索 ・図根点名や筆界点名、図郭名を指定した検索 ・住宅地図などの地物位置情報の登録および登録済み地物の検索
図形更新機能	・座標値入力による筆界点や図根点の追加、および指定した点・図郭の編集・削除（ただし筆図形の構成点は削除不可） ・筆界点を指定した筆図形の作成、および結線終了時の自動属性入力画面表示

機能区分	詳細仕様
	・複数筆図形を選択した一括合筆、および分割線を指定した分筆（確定前に計算地積を表示） ・筆界線の訂正、指定した筆図形の削除 ・筆属性の所在コードを利用した字界の自動作成および指定した字界の削除
属性管理機能	・筆、筆界点、図根点、図郭に関する属性情報の管理 ・筆属性：所在、地番、精度区分、図解法数値法区分、筆状態、調査年月、測図年月、地目、地積、所有者、共有者、地図番号、ファイリングデータ（地籍調査票等） ・筆界点属性：点名、X/Y 座標、標高、杭種別、標識区分、材質区分、ファイリングデータ（現地写真等） ・図根点属性：点名、X/Y 座標、標高、図根点種別、等級次数、標識区分、材質区分、ファイリングデータ（現地写真等） ・図郭情報：図郭名、縮尺、実施機関名、実施区分、測地系、調査年月、測図年月、ファイリングデータ（地籍図等） ・現地確認不能地などの図形が存在しない筆の属性管理、および特定所有者の一覧からの複数筆まとめでの所有権移転処理等 ・所有者に対するファイリングデータ（閲覧表など）の管理
図面・帳票出力	・集成図、公図、重ね図等の作成・出力（PDF や画像ファイルへの変換対応） ・縮尺・用紙サイズ指定時の作画範囲枠表示、およびマウス等による移動・回転 ・文字と筆界線、文字同士の重なりを防ぐ文字の自動配置、および作成後の配置編集 ・再編集可能な状態での図面保存、および指定範囲のクリップボードコピー ・地籍図データに基づく座標値一覧表、図根点一覧表、地番属性一覧表等の出力（csv 保存対応）
データ入出力	・地籍フォーマット 2000 形式による地籍成果データの入力・出力 ・地番属性の csv 形式入力、および筆図形、筆界点データ等の SIMA、Shapefile 出力 ・航空写真などの画像データや Shapefile の背景データ入力

機能区分	詳細仕様
フリーレイヤ管理	・地籍図に重ねる任意レイヤ（ポイント・ライン・ポリゴン）の作成および任意属性定義 ・作成レイヤ上への図形追加・編集・削除、属性編集、属性検索、線種・着色変更、外部ファイルのファイリング
アクセス監視	・ログイン ID・パスワードによるユーザ認証 ・ユーザ毎のレイヤアクセス権（閲覧、印刷、出力、更新等）の設定 ・ログイン日時や作業内容のアクセスログ保存
メンテナンス	・データのバックアップおよびリストア機能 ・発注者の特別操作を必要としない、定期的かつ自動でのバックアップ実施（周期は要協議）

第4章 成 果 品

（成果品一覧）

第 15 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、電子媒体によるデータについては、全てウイルス対策ソフトにて点検後、納品するものとする。

成果品	数量
地籍調査成果管理システム 5年間使用权	1 式
地籍調査成果管理システム スタンドアロン	1 ライセンス
地籍調査成果管理システム 初期データ	1 式
システム操作マニュアル（紙媒体及び電子データ）	1 式
その他、発注者が指示するもの	1 式

第5章 運用・保守

(保守体制の確保及び対象範囲)

第16条 受注者は、本システムの動作環境を継続的に維持し、かつ、障害発生時の早急な復旧環境を保つための保守体制を確保すること。本業務の対象は、対象システムのプログラムの保守とし、ハードウェアおよびOS、データの保守は対象外とする。

(保守作業方式)

方式	実施内容・提供時間帯
電話・メール対応方式	電話または電子メール等による応答にてサービスを提供する。簡易な説明に関しては、特別な知識が無くても処理が行えるよう明確な指導を行う。 提供時間帯： 月曜日から金曜日（土日祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時00分
情報送信方式	紙媒体、または電子媒体・電子データの送付にて各種情報や変更点を提供する。
現地作業方式	必要に応じて、または緊急に修理・復旧を要する場合に、発注者の要請に基づき速やかに技術者を派遣し、設置場所（小鹿野町役場 建設課）にて直接機器を操作して作業を行う。リモート接続による保守はセキュリティ確保の観点から不可とする。 提供時間帯： 月曜日から金曜日（土日祝日、12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時00分

(標準提供サービス)

第17条 法律の改正により必要となるシステム様式の変更や、機能強化等の簡易なバージョンアップを無償で行う。提供方法は「情報送信方式」または「現地作業方式」とする。

(質疑応答サービス)

第18条 本システムの業務運用、システム機能、端末操作等に関する発注者からの質疑に対し、「電話・メール対応方式」にて誠実かつ正確に回答する。ただし、他社供給部分に関わる事項は、提供された資料の範囲内での回答とする。

(情報提供サービス)

第19条 本システムに関する各種情報を、「情報送信方式」により定期または不定期に発注者へ提供する。

(障害対応サービス)

第 20 条 本システムに障害が発生した場合は、受注者は発注者からの通報を受け速やかに復旧支援または復旧作業に着手し、障害の早期解消に努めるものとする。

(連絡体制)

第 21 条 本業務に必要な連絡は、原則として電子メールの送受信によるものとし、詳細な連絡方法については発注者と受注者双方の協議のうえ決定する。